

第6章 人権教育

1 人権教育の推進

私たちは誰もが幸せによりよく生きたいと願っており、それは人間が人間として生きる権利です。

我が国においては、平成6年4月に「児童の権利に関する条約^{*1}」が批准され、同年5月に発効しました。この条約は児童生徒の人権の尊重と保護のために制定されたものであり、主な内容は、基本的には我が国の憲法や法律において保障されているものです。また、令和元年度には、「児童虐待の防止等に関する法律^{*2}」の一部も改正され、学校及び教職員に対して、児童虐待防止等のために適切な役割を果たすよう、早期発見の努力義務、関係機関への通告義務、関係機関との連携強化、児童虐待に係る通告を行った児童生徒について通告後の市町村又は児童相談所に対しての定期的な情報提供及び緊急時の通告義務、児童生徒の進学・転学に当たっての学校等の間の情報共有、児童虐待に係る研修の充実の努力義務等が課せられています。^{*3}児童生徒と日常的に関わりをもつ教師こそ、児童生徒の人権について考えるとともに、人権に対する意識を高め、鋭敏な感覚をもちたいものです。他にも私たちの周りには、個別的課題に係る人権問題が存在しており、充実した人権教育の推進が求められています。

また、学校における人権教育の目標には、「『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』を単に理解するに止まることなく、それが、態度や行動に現れるようになることが求められる。^{*4}」と掲げられています。学校においては、このことを踏まえて、人権教育を推進していくことが大切です。

<参考資料>

^{*1} 「『児童の権利に関する条約』について」 文部事務次官通知 平成6年5月20日

http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/jidou/main4_a9.htm

^{*2} 「児童虐待の防止等に関する法律」（巻末資料3参照）厚生労働省 平成12年11月20日

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv22/01.html>

^{*3} 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉等の一部を改正する法律の公布について」

文部科学省総合教育政策局長通知 令和元年7月19日

http://www.mext.go.jp/kaigisiryoy/2019/10_icsFile/2019/10/021421380_12_sa_7.pdf

^{*4} 「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」より引用

文部科学省人権教育の指導方法等に関する調査研究会議 平成20年3月1日

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

<人権教育の基本方針>

「人類普遍の原理である自由・平等の原則と日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、社会の中に根強く残っている不合理な差別をなくし、基本的人権を尊重する精神の涵養と実践力の高揚を図る」ために、次のように努めることが望まれます。

- ア 児童生徒の実態と発達の段階を踏まえ、教育活動全体を通して人権教育を推進する。
- イ 各教科等の指導内容、指導事項を明確にして、人権教育の指導の充実に努める。
- ウ 家庭や地域社会との連携を深め、一体となって人権教育を推進する。
- エ 人権教育についての研修を通して教職員の認識を深め、指導力を高めるように努める。

（「人権教育指導のために(第35集)」富山県教育委員会 令和2年3月）

2 学校における人権教育

(1) 人権教育の目標

学校教育は、人権尊重の精神を育てる上で極めて大きな役割を果たすものです。特に、児童生徒一人一人の人権を大切にしていける教師の姿勢は、児童生徒におのずと相手を尊重しようという意識を育てます。

人権教育の目標は、一人一人が人間としてかけがえのない存在であることを自覚し、いじめや偏見・差別をなくし、互いに尊重し合い、好ましい人間関係を築いていこうとする心と態度を育てることにあります。人権尊重の精神を基盤とした指導を行う際には、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間及び特別活動や、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じて推進していくことが大切です。

(2) 人権尊重と教育活動

人権教育を展開する際には、人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にした上で、人権に関する意識・態度、実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標・ねらいに基づく各教科等の指導とが、有機的・相乗的に効果を上げられるようにしていくことが重要です。

また、授業を構想する際は、以下に示した諸点に留意するとともに、個に応じた指導を充実させながら、人権意識や実践力等を身に付けていく必要があります。

ア 「地域の教育力」の活用

各教科等の特質に応じて、地域のひと・もの・ことや施設等、地域の教育力を計画的・効果的に活用して、教育活動全体を通して人権教育を推進していきます。

イ 「体験的な活動」の重視

自然体験、生活体験や社会体験等の体験活動を積極的に活用して、人権についての「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」を育て、人権感覚を育成していきます。

ウ 関係諸機関との連携・協力

大学や研究機関、市民団体等、人権教育に関係する諸機関の協力を得て多様な学習活動を行うことは、人権感覚の育成に大きな効果があります。また、児童生徒が障害者施設や高齢者施設等を直接訪問して様々な人と交流したり、ボランティア活動を体験したりする学習活動を取り入れることによって、高齢者や障害者をはじめ様々な人々と触れ合いながら人権に対する理解をより一層深め、豊かな人権感覚を育てていきます。

エ 学習形態、教育方法上の工夫

児童生徒の実態を踏まえ、人権教育の目的・内容に応じて、計画的に一斉学習・グループ学習・個別学習等の学習形態を工夫します。また、授業担当教員とゲストティーチャー（地域人材等）とのチーム・ティーチングを取り入れたり、コンピュータ等の情報機器を活用したりするなど、指導形態・方法を工夫します。

オ 学級活動やホームルーム活動、進路指導との関連

人間としての生き方について学ぶ学級活動やホームルーム活動、進路指導の機会等を通

して長期的・広域的視野から人権教育を推進していきます。特に、人権に関する学習活動の中で、人権を守り人権尊重の社会を支える専門家と出会うことは、児童生徒にとって人権感覚を培う契機となります。人権尊重の姿勢で誠実に職責を果たす人々の話を直接に聴くことは、将来設計やキャリア形成を考える上でも、教育的効果があります。

(3) 指導上の留意事項

ア 教育の中立性の確保

学校における人権教育については、教育の中立性を確保することが厳に求められます。

学校は、公教育を担うものとして、特定の主義主張に偏ることなく、主体性をもって人権教育に取り組む必要があります。学校の教育活動と特定の立場に立つ政治運動・社会運動とは、明確に区別されなければなりません。

このことを踏まえ、具体的な指導計画をつくる際は、中立性の確保に十分な注意を払わなければなりません。

イ 個人情報やプライバシーに関することへの配慮

学校において多様な学習活動を進めていく際、様々な個人情報等に接することがあります。特に、人権教育では、自分について語ることを含め、児童生徒のプライバシーに関わる内容を扱うことも多くあります。こうした学習活動は、人権教育を効果的に行う上で大きな意味をもちますが、個人情報等を取り上げる際には、本人や保護者の同意を得るなどの配慮が必要です。

ウ 各人権課題に対する差別や偏見への指導

インターネット等の人権侵害の他、女性、高齢者、障害のある人、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者、同和問題、性的マイノリティ等への差別等、あらゆる差別や偏見に対して、人間としての尊厳を踏みにじる行為は許さないという毅然とした態度で指導することが大切です。

3 学級における人権教育

(1) 教師の人権意識の高揚

教師は、指導者という意識を保持しつつも、児童生徒の目の高さに立ち、一人一人に温かい心で接する中で信頼関係をつくるように努めなくてはなりません。その上で、児童生徒一人一人のよさを生かしながら、共に成長する姿勢で学級経営に当たることが大切です。また、教師自身が自分の人権意識を振り返ることも大切です。

参考資料 「教師用 人権意識チェック表(例)」

(「人権教育指導のために(第35集)」富山県教育委員会 令和2年3月)

(2) 実践に当たっての留意点

ア 学級経営に当たっては、個と集団との関係の中で一人一人を支える学級づくりを目指すことが求められます。一人一人の発言が大切にされ、差別や偏見、いじめのない明るい学級をつくることが何よりも大切です。

イ 配慮を要する児童生徒への指導・援助においては、その実態を的確に把握し、保護者との連携、教師間の共通理解を図ることが大切です。

ウ 人権教育を進めるに当たっては、日常の学級経営や教科等の指導を通して、人権尊重の精神を身に付けさせるとともに、望ましい人間関係を育むよう指導を充実させることが大切です。

エ 学級では自他の生命や人権を尊重する視点から、教室環境（生きものの管理、作品掲示等を含む）や生活全体の言語環境等を整えていくことが大切です。

4 いじめ問題について

文部科学省の調査において、平成30年度のいじめ認知件数が前年度から約13万件増加し54万件を超えていることから、「いじめ」が重大な社会問題であることがうかがえます。「いじめ」の認知件数が増えた理由には、「いじめ」がひどくならないうちに解決しようと、疑いのあるものも含めていじめを見逃さないように取り組んできたことが挙げられます。全ての児童生徒が、一人の人間として、生命や身体の安全を脅かされることなく、家族や友人との触れ合いを通じて自由に成長できるように、この問題に対する理解と関心を深めることが必要です。

最近の「いじめ」は、多様化が進み、情報通信機器の介在により、一層見えにくくなっており、実態として、一人を複数がいじめる傾向にあることから、「いじめ」の首謀者が誰であるかはっきりしておらず、「いじめ」を行う側の児童生徒が罪の意識を感じていない例が多く存在します。さらに、「いじめ」に実際に加担してはいても、「いじめ」の行為を面白がって見ていたり、はやしたてたりする「観衆」や、それらを見て見ぬふりをしている「傍観者」という児童生徒の集団が存在しています。このため、「いじめ」をなくすためには、全ての児童生徒たちに対して「いじめ」が許されないことや、「いじめ」の防止の必要性について強く働きかけていくことが必要となります。

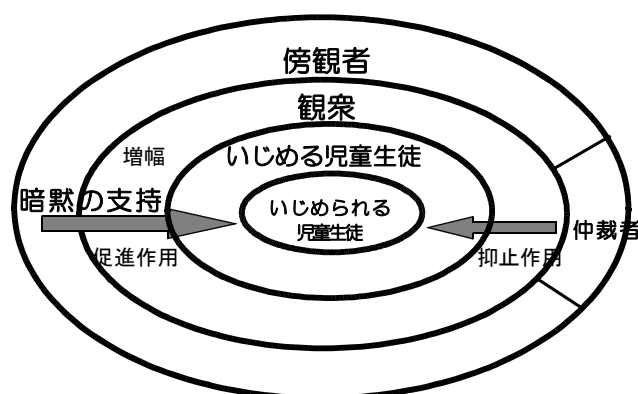
参考 法務省ホームページより 「子どもの人権を守りましょう」

いじめの定義や対応等は、第7章 生徒指導 2 (1) エ「いじめ」P65参照

いじめ集団の「4層構造モデル」

- いじめられる児童生徒
- いじめる児童生徒
- 観衆…いじめをはやしたてたり、おもしろがって見ていたりする児童生徒
- 傍観者…見て見ぬふりをしている児童生徒

いじめ集団の4層構造モデル



いじめ集団の構造図参考（『いじめ—教室の病い』金子書房 森田洋司・清水賢二著）